

高校生のネットセーフティ研修会

～ 18歳からの犯罪被害・加害ゼロ対策～

青森県警では、令和7年6月に青森・八戸・弘前地区の高等学校において、「高校生のネットセーフティ研修会」を開催しました。

令和4年4月1日の民法改正により成年年齢が18歳に引下げになってから3年が経過しました。成年年齢引下げによる影響や問題点などから、犯罪の被害者にも加害者にもならないために新成人となる前に知っておくべき「ネットモラル&ネットリテラシー」について学び、学んだ内容を多くの仲間伝えるため、絵コンテを作成・SNS広告掲載用CM動画の撮影をしました。3種類のCM動画は、令和9年3月まで配信予定です。二次元コードから、ぜひご覧ください。



青森地区

青森山田高等学校
JUMPチーム



研修会
6月18日・19日



撮影
10月11日

調べて・比べて・考える！
それが情報リテラシー



八戸地区

八戸学院光星高等学校
JUMPチーム



研修会
6月20日



撮影
10月24日

それ詐欺かも！
甘い言葉にご用心!!



弘前地区

東奥義塾中学校・高等学校
JUMPチーム



研修会
6月11日



撮影
11月17日

STOP 安易な契約！
上手い話は要注意!!



令和6年に県内の
高校生JUMPチームが
設問を考案した
eラーニングにも
チャレンジしてね!



どうしよう？困った時の相談先

全国共通 **消費者ホットライン 188** (いやや)

契約や悪質商法によるトラブル、製品、食品やサービスによる事故などの相談を受け付けています。

全国共通 **警察安全相談 #9110**

最寄りの警察本部の相談窓口につながります。

青森少年サポートセンター新町センター

こどもはなやむな
0120-58-7867 受付 月～金 8:30～17:15
(祝日・年末年始を除く)

少年サポートメール

youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp

◆24時間受信 ◆回答は2～3日後
(土日・祝日・年末年始を除く)



成年年齢引下げによる影響

18歳=成人になると「できるようになること」にはどんなことがありますか？

参考：「政府広報オンライン」

- 親の同意がなくても契約できる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードを作る
 - ・一人暮らしの部屋を借りる など
- 10年有効のパスポートを取得する
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- 結婚／女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に
- 性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる



※飲酒・喫煙・公営ギャンブル(競馬・競艇など)は20歳にならないとできません。

犯罪の被害者・加害者になるケースについて

CASE 1

高額商品の契約

SNSの広告で「初回無料」「いつでも解約可能」と書かれていたので、試しに初回だけと思って購入してみたら解約できず、2回、3回と商品が届き、2回目からは高額な請求がきた。

契約で6回以上購入しないと解約できないことになっていた。

- 未成年者取消権が行使できない。
- 通信販売にはクーリングオフ制度がなく、返品・キャンセルができないことが多い。
- 購入前に「最終確認画面」でしっかり契約内容を確認！

CASE 4

出会い系アプリ

18歳から利用できるマッチングアプリで知り合った相手から「会いに行くから航空券代を銀行口座に入金してほしい」と要求された。

- ネットで知り合った人と会うことなくやりとりをし続けることで恋愛感情や親近感を抱き、金銭をだまし取られる「ロマンス詐欺」が急増！
- ネットで知り合った人からのお金の話は危険！



CASE 2

儲け話詐欺

SNSで「簡単に儲かる」「記事を書くだけで」という広告を見て、マニュアルを3千円で購入。

その後、儲かるには「有料プランでサポートする」と言われ、60万円のプランを契約。

その後、事業者と連絡が取れなくなった。

- 「簡単に儲かる」はあり得ない。
- 「稼いでから支払えがいい」「学生ローン」を勧められるなどには要注意！



CASE 5

オンラインカジノ

ネットで「オンラインカジノおすすめランキング」というサイトを見つけた。

「18歳から利用可能」「安心高評価」と書かれたカジノに参加したら負けてしまい、負け分を取り返そうと何度もやっているうちに止められなくなった。

- 日本国内で「オンラインカジノ」に接続し、賭博を行う行為は犯罪です。
- ネット上の「安心高評価」などの誤った情報を簡単に信じないこと
- オンラインカジノで借金苦、ギャンブル依存になることも！

CASE 3

チケット転売

SNSで知り合った人から好きなアイドルグループのライブチケット2枚を計5万円で買うことにし、コード決済で相手に送金した直後から、全く連絡が取れなくなった。

- チケットは公式サイトから購入
- 不正転売は犯罪
- 個人でのやりとりは高リスク！



CASE 6

特殊詐欺を助長する犯罪

●「ネット銀行のログインID、パスワードを5万円で売ってください！」というサイトを見つけて、小遣い欲しさからネット銀行の口座を開設して売った。

●ネットで知り合った人から「契約済みの携帯電話(スマートフォン)を3万円で売ってほしい」と頼まれたので売った。

- 銀行口座を他人に譲渡する行為 → 犯罪収益移転防止法違反
- 譲渡すると分かっていて銀行口座を作る行為 → 詐欺罪
- 携帯電話を他人に譲渡する行為 → 携帯電話不正利用防止法違反
- 転売することを隠して携帯電話を契約する行為 → 詐欺罪



まとめ

18歳=新成人としての「責任」が生まれる



ネットを介して犯罪の被害者にも加害者にもなりうる



新成人によるネット犯罪被害・加害を未然に防止しよう！



ネットモラル ネットリテラシーを身につけよう！

